

下限面積（別段面積）の設定について

平成 21 年 12 月施行の改正農地法により、農業委員会が農林水産省令で定める基準に従い、市町村の区域内の全部又は一部についてこれらの面積の範囲内で別段の面積を定め、農林水産省令で定めるところにより、これを公示したときは、その面積を農地法第 3 条第 2 項第 5 号の下限面積として設定できることとなりました。

「農業委員会の適正な事務実施について」（20 経営第 5791 号 平成 21 年 1 月 23 日付け農林水産省経営局長通知）が、平成 22 年 12 月 22 日付けで一部改正され、農業委員会は、毎年、下限面積（別段の面積）の設定又は修正の必要性について審議することとなっています。

このため、今年度の下限面積（別段の面積）の設定について、平成 23 年皆野町農業委員会第 7 回定例総会において審議を行い下記のとおり決定しました。

記

【方針】

農地法施行規則第 17 条第 1 項を適用し、皆野町区域における別段の面積を現行の 30 アールと設定する。

【理由】

《農地法施行規則第 17 条第 1 項の適用》

2010 農業センサスで管内の農家で 30 アール未満の農家が全農家数の 4 割を超えているため。

《農地法施行規則第 17 条第 2 項の適用》

管内の農地利用状況調査の結果、遊休農地率は 15.95%であり、高齢兼業化等により農地の遊休化は、今後も増加が予測される。施設野菜経営・観光果樹経営などによる新規就農を促進し、農地の有効利用を図る必要があり、今回は変更を行わず、引き続き下限面積の引き下げについては検討していくこととなりました。

皆農委告示第8号

農地法(昭和27年法律第229号)第3条第2項第5号の規定による下限面積を次のとおり定める。

平成23年7月26日

皆野町農業委員長 吉岡修太郎

区域 皆野町全域
農地法第3条第2項第5号の面積 30アール

附 則
この告示は、平成23年7月26日から施行する。